

平成30年度岡山県在宅医療推進協議会における要望・質問等への回答

	要望・質問等	回答
<p>福祉避難所について</p>	<p>要配慮者について、一般の避難所へ一度避難した後、福祉避難所へ避難するという実態があるが、福祉避難所へ直接避難できるよう、運用を改善してもらいたい。</p>	<p>被災者の安全確保のためには、避難所への迅速な受入れが必要であることから、市町村において福祉避難所の開設情報を対象者に速やかに提供し、円滑な受入れができるよう、市町村を支援してまいります。</p> <p>(岡山県保健福祉部保健福祉課)</p>
<p>訪問看護(サテライト)事業所について</p>	<p>訪問看護ステーションがサテライト事業所を開く際、本事業所から20分以内で行ける距離内にサテライト事業所を開設するよう指導がある。中山間地域等は、20分以内という規定であるとサテライト事業所を開設するのは困難であるが、そのような規定があるのか。</p>	<p>サテライト事業所の開設については、サテライト事業所に関する国の通知の趣旨を踏まえ、県内指定権者において、具体的な要件を定め、所管事業所に対し周知を図っているところである。</p> <p>県では、具体的な要件のうち、本体事業所との距離については、本体事業所と一体的な管理が出来るという観点から、本体事業所から概ね20分以内で移動可能であることを要件としているが、中山間地域等では要件緩和がされる場合もあることから、個別に御協議いただきたい。</p> <p>なお、県内指定権者も同様の取扱いと聞いてはいますが、詳しくは各指定権者で御確認願います。</p> <p>【担当課】 (岡山市内に所在する事業所) 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 (倉敷市内に所在する事業所) 倉敷市保健福祉局指導監査課 (新見市内に所在する事業所) 新見市福祉部福祉課 (上記以外の市町村に所在する事業所) 岡山県保健福祉部 保健福祉課指導監査室</p>